

上手な暮らし塾

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会 〜小ヶ倉町2丁目団地自治会〜

今回は、コロナ禍でさまざまな対応をしながら活動を続けている小ヶ倉町2丁目団地自治会の吉谷菊司会長にお話を伺いました。

―皆さんが楽しみにしている「餅つき大会」をやむなく中止されたそうですが、いつから始めた大会ですか？

約30年前、子どもたちに餅つき体験をしてもらおうと始まったと聞いています。

―どんなイベント内容でしょうか。

毎年12月下旬に自治会公民館前広場で、子どもを守る会と共同開催しています。今年度は、コロナ禍で夏祭りができなかった分、例年の餅つきに加え、子どもを守る会のお母さんたちが企画した「くじ引き」や「あめ（飴）ちゃんつかみ」を行う予定でした。また、案内文でマスク着用や体調が悪いかの参加自粛を呼び掛け、氏名、連絡先を記載した参加者名簿を作成したり、当日検温を行ったりすることで安心して参加してもらえよう準備を進めていました。

―大会中止を判断した経緯と対応

を教えてください。

市内で新型コロナウイルスの陽性者が増え始めたため、大会前日に自治会役員や子どもを守る会役員で話し合い、中止を決定しました。自治会の放送媒体と子どもを守る会の連絡網で、開催前日と開始30分前に中止をお知らせしました。当日にはほぼ全世帯に伝わっていて、地域の連携の強さを改めて感じました。

会場では中止を知らずに訪れたかたのために、せめて焼き芋をと、準備したところ、とても喜ばれて嬉しかったです。

―今後の展望は？

コロナ禍が収束したら、地域の連携の強さを生かした楽しいイベントを開催して、地元を盛り上げていきたいです。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一人として自治会活動に参加してみませんか。

問い合わせ

自治振興課 ☎0299-1134

消費者

賃貸住宅退去時のルールが明確に 〜令和2年4月1日施行〜

◆敷金と原状回復

①敷金

「敷金」は、家賃などの金銭債務を担保する目的で借主から貸主に渡す金銭と定義されました。「礼金」「権利金」「保証金」などの名目であっても、担保目的であれば民法上の「敷金」に該当します。

また、貸主が借主に敷金を返還する時期は、賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けたときとされ、貸主は家賃の未払い分や原状回復費用などを差し引いた残金を返還しなければならぬと明記されました。

②原状回復

賃貸借の終了時の原状回復の範囲などについて、賃借物に損傷が生じた場合には、原則として賃借人は原状回復の義務を負いますが、通常損耗や経年変化にはその義務を負わないと明記されました。

◆原状回復費用負担の考え方

【借主負担となるもの】

借主の通常使用の範囲を超える破損、汚損などの修復費用。ただし、経年変化や通常損耗（※）は負担義務を負わない。

※通常損耗・経年変化の例

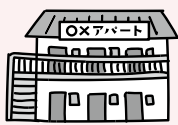
- ・家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡
- ・テレビ、冷蔵庫などの後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ）
- ・地震で破損したガラス
- ・鍵の取り換え（破損、鍵紛失のない場合）

【借主の負担割合】

建物や設備などの経過年数を考慮し、年数が長いほど、借主の負担割合が小さくなります。

原状回復費用負担の考え方は、国土交通省が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成23年8月改訂版）を参考にしてください。

不動産賃貸借は、契約時に原状回復などについて当事者同士でよく確認しておくこと、貸借の終了時に立ち合いなどにより汚損の有無の確認をすることが大切です。



問い合わせ

消費者センター ☎0299-1234